

新型コロナウイルス感染症対策本部（第17回）
議事概要

1 日時

令和2年3月5日（木）18時54分～19時10分

2 場所

官邸4階大会議室

3 出席者

内閣総理大臣 安倍 晋三

副総理，財務大臣，内閣府特命担当大臣 麻生 太郎

総務大臣，内閣府特命担当大臣 高市 早苗

法務大臣 森 まさこ

外務大臣 茂木 敏充

文部科学大臣 萩生田 光一

厚生労働大臣 加藤 勝信

農林水産大臣 江藤 拓

経済産業大臣，内閣府特命担当大臣 梶山 弘志

国土交通大臣 赤羽 一嘉

環境大臣，内閣府特命担当大臣 小泉 進次郎

防衛大臣 河野 太郎

内閣官房長官 菅 義偉

復興大臣 田中 和徳

国家公安委員会委員長，内閣府特命担当大臣 武田 良太

内閣府特命担当大臣 衛藤 晟一

内閣府特命担当大臣 竹本 直一

内閣府特命担当大臣 西村 康稔

内閣府特命担当大臣 北村 誠吾

東京オリンピック・パラリンピック担当大臣、内閣府特命担当大臣 橋本 聖子

内閣官房副長官 西村 明宏

内閣官房副長官 岡田 直樹

内閣官房副長官 杉田 和博

内閣法制局長官 近藤 正春

内閣総理大臣補佐官 木原 稔

内閣総理大臣補佐官 和泉 洋人

内閣総理大臣補佐官 長谷川 榮一

内閣危機管理監 沖田 芳樹

国家安全保障局長 北村 滋

内閣官房副長官補 古谷 一之

内閣官房副長官補 前田 哲

4 議事概要

【厚生労働大臣】

国内の発症例については、本日までで有症者が276例で、有症例で39名、無症状で10名、合計これまで49名の方が退院されています。クルーズ船では、199名退院しています。また、明日3月6日から、PCR検査に医療保険を適用することとしました。これにより、保健所を経由することなく、医療機関が民間の検査機関等に直接依頼を行うことが可能となり、既存の民間検査会社等の検査能力の更なる活用が図られることとなります。

クラスター対策班については、北海道、千葉県及び神奈川県に加え、3月2日に大阪府に専門家を派遣し、現在ライブハウスの事案も含めた疫学調査の支援をしており、更には3月3日には高知県にも派遣しています。引き続き、各地域からの要請に応えていきたいと思っております。

また、マスクの品薄状況をできるだけ早く緩和できるよう、月間6億枚程度の供給を確保できるよう、関係省庁と連携して取り組みたいと思っております。今後、在庫を抱えることなく卸売業者に売り渡しているか、あるいは卸売業者が在庫を抱えることなく、小売業者に売り渡しているのか等について、直接事業所に立ち入り、書類を確認する等、把握をしていきたいと思っております。引き続き、経済産業省、消費者庁と緊密に連絡をとり、マスクの品薄解消に取り組んでまいります。

労働者の休業に関する経済的支援について、雇用調整助成金については、全国的な要件の緩和に加えて、緊急事態宣言を発出した北海道における特例を設け、助成率の上乗せの実施、さらには雇用保険の被保険者とならない週20時間未満の非正規雇用労働者を対象とした支援を実施することとしております。

また水際対策の強化については、関係省庁と連携をし、当分の間は、香港及びマカオを含む中国及び韓国からの入国者に対し、隔離または係留される者を除き、検疫所長が指定する場所に14日間待機をし、公共交通機関を使用しないことを要請することとしています。

【国家安全保障局長】

本対策本部に先立ち、先ほど開催された国家安全保障会議緊急事態大臣会合におきまして、関係閣僚により御議論・御決定いただきました「水際対策の抜本的強化に向けた新たな措置」について、御報告申し上げます。

これまで、水際対策として、閣議了解により、入管法に基づく上陸拒否地域を指定してまいりました。総理からは、累次にわたり「現在、感染拡大を防ぐかどうかの瀬戸際にある」との強い危機感が示されてきましたが、より実効性のある抜本的な水際対策を講じるためには、上陸拒否対象地域の不断の見直しを図ることはもとより、検疫の強化を始めとする各種施策を総合的に講じていくことが必要です。

まず、感染が拡大している韓国の慶尚北道の一部地域及びイランのコム州等において上陸申請日前14日以内に滞在歴がある外国人につきましては、入管法に基づき、新たに上陸拒否の対象といたします。

他方、一部地域の上陸拒否措置を講じてもなお、中国や韓国全土から本邦への人の流入は続いています。こうした現実を踏まえ、中国及び韓国からの入国者に対する検疫を強化し、検疫所長から、国内において公共交通機関を使用しないこと及び指定する場所における14日間の待機を要請いたします。また、入国者の総量を抑制し、入国管理や検疫のための行政リソースの分散を避けるため、中国及び韓国からの航空機の到着空港を成田国際空港及び関西国際空港に限定するよう要請を行うほか、中国又は韓国からの船舶による旅客運送を停止するよう要請をいたします。さらに、中国及び韓国につきまして、発行済みの一次・数次査証の効力を停止するとともに、観光客の来日自粛を要請し上陸拒否の対象地域としていない中国及び韓国の地域からの外国人の入国も抑制いたします。我が国政府がこのような抜本的な水際対策を講じることを対外的に明らかにすることにより、中国及び韓国からの入国希望者が減少するととの波及的効果も見込めるものと考えております。もとより、感染拡大を阻止するための水際対策につきましては、日中韓を始め、国際協力を強化してまいります。

これらの措置については、本対策本部にて決定・公表の上、明日の定例閣議で御了解をいただきたいと考えております。資料2の1の措置につきましては3月7日（土）0時からの運用開始を予定しております。2から4までの措置につきましては、周知期間をおき、週明けの3月9日（月）0時から運用を開始し、3月末日までの間実施することとし、必要に応じ期間を更新することを予定しております。

【法務大臣】

世界全体に感染が拡大しつつある新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、引き続き、水際対策の徹底が重要です。これまで、閣議了解及び政府対策本部の公表等に基づき、中華人民共和国湖北省等及び大韓民国大邱広域市等における滞在歴がある外国人等について、特段の事情がない限り上陸を拒否してまいりました。この対策本部における報告を踏まえ、法務省としては、新たに大韓民国慶尚北道の慶山市、安東市、永川市、漆谷郡、義城郡、星州郡及び軍威郡並びにイラン・イスラム共和国コム州、テヘラン州及びギーラーン州に近時滞在歴のある外国人についても、特段の事情のない限り、上陸拒否することをいたします。

法務省としては、引き続き、適正かつ厳格な上陸審査を行い、新型コロナウイルスの感染拡大の防止のための水際対策について万全を期してまいります。

【国土交通大臣】

各地の観光関連産業は、昨今 韓国からの訪日旅行控えに加えまして、今般の新型コロナウイルスにより大変厳しい経営状況に置かれております。ホテル、旅館業のみならず、関連の貸し切りバス、タクシー、フェリー事業者の中には、倒産や、一時的な休業を余儀なくされている事業者も出始めております。今回の措置の実施により、さらに厳しい状況に立ち至るものと考えられ、それに見合う特段の支援が求められてくると思います。私からも是非、よろしくお願い申し上げたいと思います。こうした厳しい状況にありますが感染拡大防止に向け政府としての今般の水際対策の抜本的強化の決定に基づき国交省といたしましても必要な措置を行ってまいります。

【外務大臣】

新型コロナウイルス感染症については中国に比べまして特に韓国全土における感染者が増大しております。こうした状況を総合的に勘案し、韓国についてはすでに慶尚北道についてはレベル 2、さらには大邱慶尚北道の一部の地域についてはレベル 3 の感染症危険情報を発出しておりますが、本日それを除いた韓国全土に対して、感染症危険情報レベル 2、不要不急の渡航自粛延期勧告を発出いたしました。

同時に我が国を含む感染症確認国からの入国制限措置や入国後の行動制限措置等を実施する国が増大をしております。外務省としては我が国国内の状況や対策を丁寧に説明するとともに、必要に応じて我が国の懸念の伝達も含め必要な申し入れを行ってまいります。その上で、本日決定する我が国による新たな水際対策については、中国及び韓国を含めた関係国等に対して、適時適切な説明、情報発信を行ってまいります。

外務省として関係省庁と連携しつつ、国内での感染拡大防止や海外での邦人の安全確保に向け、万全を期してまいります。

【文部科学大臣】

全国の小・中・高等学校等における臨時休業の状況について、昨日 3 月 4 日午前 8 時時点での状況を暫定集計として取りまとめ、公表したところです。調査結果によると、各都道府県のほとんどの学校で臨時休業が実施されている状況であり、具体的には、公立では全体の 99%、国立では 100%、私立では全体の 92%が臨時休業を実施又は実施を決定していると認識しています。他方、地域の実情を踏まえた対応として、県立学校については、島根県の県立学校及び埼玉県の県立特別支援学校すべての 2 県・83 校、市町村立学校については栃木県、群馬県、京都府、兵庫県、島根県、岡山県、沖縄県にある 20 市町村の小・中学校 316 校が臨時休業の実施を見送ると回答しています。

文部科学省としては、臨時休業期間における子供の居場所の確保や学習支援にも取り組みつつ、引き続き、政府全体の方針のもと、関係省庁や全国の教育委員会等と連携し、新型コロナウイルスの感染拡大防止に向け、円滑な臨時休業の実施に努めてまいります。

【内閣総理大臣】

諸外国での感染が拡大する中で、今が正念場であり、国内対策はもとより機動的な水際対策についても、引き続き躊躇なく断行していくことが不可欠です。今般、積極果敢な措置を講じることといたしました。

まず、感染が拡大している韓国の慶尚北道の一部地域及びイランのコム州等における滞在歴がある外国人については、入管法に基づき、新たに入国拒否の対象といたします。他方、一部地域の入国拒否措置を講じてもなお、中国や韓国全土から本邦への人の流入は続いています。感染拡大を防止し、国民の皆様の不安感を解消するためには、両国からの入国者に対する検疫を強化し、検疫所長が指定する場所で 2 週間待機し、国内において公共交通機関を使用しないことを要請します。これら待機等の要請を徹底していくため、マンパワーの確保をしっかりと行ってください。

また、中国及び韓国からの入国者総数を抑制するため、両国に関して、航空機の到

着空港を成田国際空港及び関西国際空港に限定するほか、船舶での旅客運送の停止、さらに、発行済みの一次及び数次査証の効力を停止いたします。今後手続きを進め、入国拒否地域の追加については、3月7日午前0時から効力を発生させるものとします。中国及び韓国に対する措置については、周知期間をおき、週明け9日午前0時から運用を開始し、まずは3月末日までの間実施することといたします。

また、マスクについては、これまで、国内企業への設備投資支援を行い、今月は、例年の需要を大きく上回る、月6億枚以上の供給を確保しています。これに加え、現下の品薄状態を踏まえて、来週取りまとめる第2弾の緊急対応策に、需給両面から総合的なマスク対策を盛り込むことといたします。

需要面では、インターネットにおいてマスクが高額で取引されている事例が報告され、こうした転売を目的とした購入が、店頭におけるマスクの品薄状態に拍車をかけている、との指摘があります。このため今般、国民生活安定緊急措置法を適用し、マスクの転売行為を禁止いたします。速やかな施行に向け、政令の決定に向けた手続きを進めて下さい。

供給面では、医療現場を始め、特に感染拡大防止の観点から必要な場所へのマスク供給を抜本的に強化いたします。まず、何度でも再利用可能な布製マスクを、2,000万枚、国が一括して購入します。高齢者の介護施設や障害者施設、保育所、今般の学校休業に伴う学童保育などの現場に、自治体の協力も得ながら、少なくとも1人1枚は行き渡るよう、十分な量を配布させていただきます。施設の皆様には、洗濯などの御負担をおかけすることとなりますが、この布製マスクを御活用いただくことで、現場におけるマスク不足を解消したいと考えています。

同時に、医療機関向けのマスクについて、国内メーカーに増産を要請するとともに、海外からの輸入を拡大することにより、1,500万枚、国として確保します。これを、自治体などを經由して、必要な医療機関を対象に優先配布を行うことで、マスク不足によって医療現場に支障が生じることがないように、万全を期してまいります。さらに、マスクメーカーに対する更なる増産支援も行い、国内市場へのマスク供給量の一層の積み増しを図ります。今後も、マスクの需給の状況を十分に注視しながら、国民不安の解消に向けて、法制度や予算を駆使して、必要な対策はどんどん講じてまいります。

各位にあっては、国民の命と健康を守るため、引き続き、政策を総動員して、対応に当たってください

以 上